

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め尊重し合い、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現を図るため、平成24年3月に「第2次京丹後市障害者計画」を策定しました。同時に具体的な障害福祉サービスの目標量を定めた「第3期京丹後市障害福祉計画」を策定、計画期間が3年であるため平成27年3月には「第4期京丹後市障害福祉計画」を策定し、必要な給付や利用支援策等を行いながら、障害福祉サービスの充実に取り組んできました。

この間、わが国では、平成25年4月に、障害者自立支援法から新たに障害者総合支援法が施行され、障害者の定義に難病患者等が追加されるなど大きく変化してきています。

さらにわが国は、国際条約である「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」を平成26年1月に批准し、国内法の整備を進め、平成27年3月「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の一部を改正する法律に障害者に対する合理的配慮の指針を追加し、平成28年4月には「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」を施行しました。

特に「障害者差別解消法」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要としています。このため、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

このような状況に対応するため、本市における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第3次京丹後市障害者計画及び第5期京丹後市障害福祉計画」を策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものであり、本市における障害者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」を踏まえたものとしてします。

また、この計画は「第2次京丹後市総合計画」に即したものとすのほか、本市の関連計画である「京丹後市地域福祉計画」「京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」「京丹後市健康増進計画」等の各種計画との整合性を持ったものとします。

### 【参考】

#### ● 障害者基本法第11条第3項

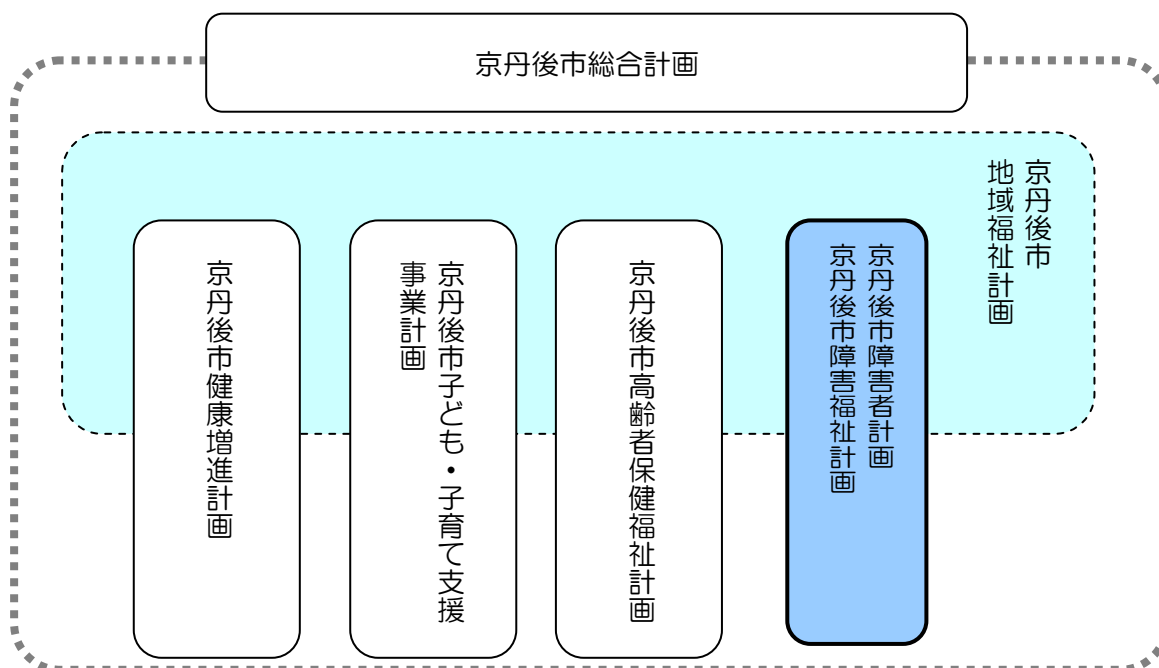
「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」

#### ● 障害者総合支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」

#### ● 児童福祉法第33条の20第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。」




### 第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

ただし、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについては、平成32年度までの目標値を設定することとされているため、この計画の障害福祉計画部分については、平成30年度から平成32年度までの3年間で計画期間とします。

また、計画については、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
		第3次	障害者計画	(6年間)	
第5期	障害福祉計画	(3年間)			
		 見直し	第6期	障害福祉計画	(3年間)

## 第4節 計画の理念等

### 1 計画の基本理念

#### 「共に生きる障害者福祉の充実」

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもまた慣習、観念その他あらゆるバリアフリー<sup>※</sup>の社会をめざしていかなければなりません。

本市では、障害のあるなしにかかわらず日常生活又は社会生活を営む上で、障害のある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション<sup>※</sup>」と、障害があってもライフステージ<sup>※</sup>のすべての段階において、障害に応じた自立生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション<sup>※</sup>」の理念、さらに平成18年国際連合総会において採択された「障害者権利条約」の趣旨を踏まえた「障害者差別解消法<sup>※</sup>」の基本方針のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、だれもが障害による様々な環境の不便さを自分のこととして意識し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

---

#### ※ バリアフリー：

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

#### ※ ノーマライゼーション：

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

#### ※ ライフステージ：

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかの区分した段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。

#### ※ リハビリテーション：

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することができるように援助する、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

#### ※ 障害者差別解消法：

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）平成28年4月施行。

## 2 計画の視点

### (1) 基本的人権の尊重

計画の基本理念である「共生社会」を実現していくには、障害のあるなしにかかわらず、市民のだれもが等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を認め合うことが大前提となります。基本的人権の享有は日本国憲法第11条において全ての国民に保障された永久の権利であり、各種施策の推進にあたっては、この視点を大前提として進めていきます。

### (2) 社会のバリアフリー化の推進

計画の基本理念である「共生社会」を実現していくには、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が社会を構成する一員として社会、経済、文化など、様々な分野の活動に参加する機会が保障されることも重要な視点となります。そのため、毎日の生活を送る上での支障となる社会的障壁（バリア）※をなくすための配慮について市民全体で共有する仕組みを進め、道路・交通・公共的施設などのバリアフリー化の推進とあわせて、差別や偏見など心のバリアフリー化についても取り組みを進めるとともに、障害特性に応じたコミュニケーション手段や情報取得手段、また地域生活を支援するためのサービス提供基盤を確保するよう努めます。

### (3) 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害特性を的確に把握するとともに、サービス提供事業所や関係機関、民間企業、NPO※、当事者団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切なサービスが提供できるよう支援体制を整えていきます。また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談支援や利用援助などの体制、さらにはケアマネジメント※の体制を強化します。

---

#### ※ 社会的障壁（バリア）：

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における制度・慣習一切のもの

#### ※ NPO（Non-Profit Organization）：

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。「特定非営利活動法人（NPO法人）」

#### (4) 総合的かつ効果的な施策の推進

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージの全段階を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療、福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、「京丹後市地域福祉計画」「京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市子ども・子育て支援事業計画」「京丹後市健康増進計画」等との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

#### (5) 市民参加と協働<sup>※</sup>の推進

計画の基本理念である「共生社会」を実現していくには、行政や障害者団体等をはじめとする関係者だけが取り組めばよいというわけではありません。地域に暮らす市民一人ひとりの理解と協力が最も重要な要素となります。障害のある人が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することで生じる環境が作り出した「社会モデル<sup>※</sup>」の考え方を踏まえたものであり、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が相互交流の輪を広げながら、共に地域のまちづくりを担う一員として、力をあわせ、障害のある人が日常生活を営む上で障壁となるような「社会的障壁（バリア）」のないまちづくりを進めることが大切となります。そのため、市民の参加と協働を重要な視点として計画の推進を図ります。

---

#### ※ ケアマネジメント：

障害のある人等地域での生活に支援を必要とする人に対し、その人の生活全般にわたるニーズと様々な社会資源を適切に結びつけ、調整を図りながら包括的継続的にサービスを確保していくための援助方法のこと。

#### ※ 協働：

一般的には、「同じ目的のために、協力して働くこと」を意味する言葉。しかし、この計画においては、障害のある人もない人も、行政機関や企業で働く人も、また、子どもから高齢者まで、京丹後市に暮らす市民すべてが、同じ地域の一員として、相互にお互いの不足を補い合い、共に協力して、地域の課題や目的のために取り組むことを意味する。

#### ※ 社会モデル：

障害を主として社会によって作られた問題とみなし、障害は個人に帰属するものではなく、社会環境によって作り出されたものであるとされる。障害のある人の社会生活の全分野への完全参加に必要なことを社会全体の共同責任とする。

## 第2章 京丹後市の現状

### 第1節 障害のある人の状況

#### 1 京丹後市の人口の状況

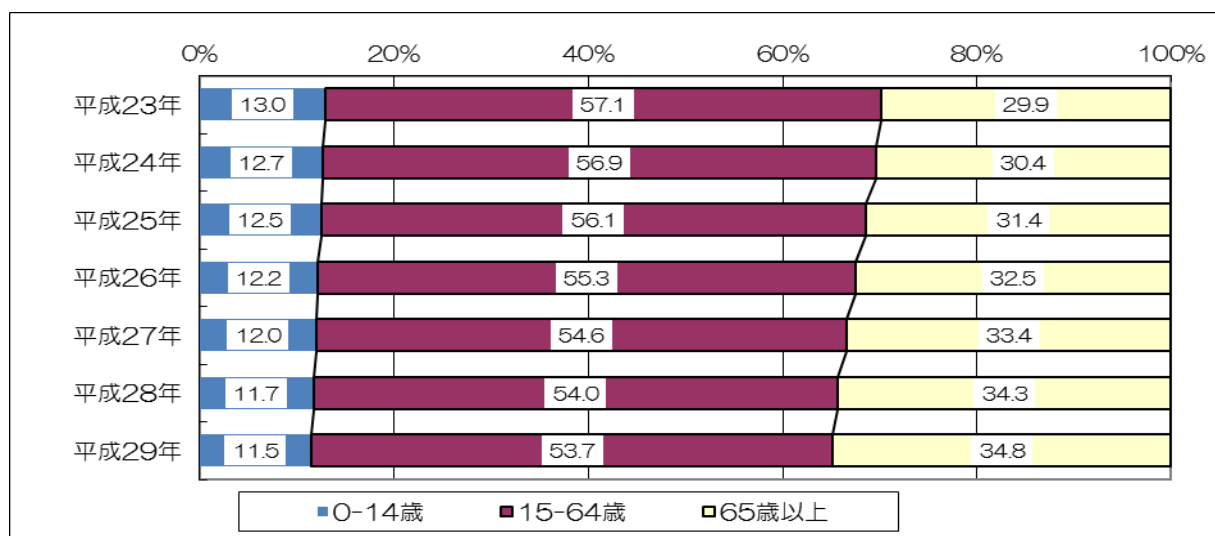
本市の総人口の推移をみると、平成29年は56,337人で、平成23年の60,784人と比べると4,447人減り、7.3%の減少となっています。年齢区分別にみると、「0～14歳」は1,443人減り、18.2%の減少、「15～64歳」は4,422人減り、12.8%の減少となっており、少子化の進行や生産年齢人口の減少が拡大している状況にあります。

「65歳以上」は平成23年から1,418人増え、7.8%の増加となっており、高齢化率も29.9%から34.8%と4.9ポイント高く、高齢化が進んでいます。

総人口の推移

(単位：人)

年齢	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～14歳	7,928	7,632	7,437	7,202	6,977	6,723	6,485
15～64歳	34,677	34,152	33,478	32,559	31,714	30,941	30,255
65歳以上	18,179	18,286	18,718	19,120	19,413	19,623	19,597
合計	60,784	60,070	59,633	58,881	58,104	57,287	56,337



■資料：住民基本台帳登録人口：各年3月31日現在

## 2 障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数の総数は、平成28年度末で4,505人となっています。このうち身体障害者手帳が79.0%を占め最も多く、次いで療育手帳が13.8%、精神障害者保健福祉手帳が7.2%となっています。

平成25年度から平成28年度の4年間の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は120人、療育手帳所持者数は37人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は22人増加しています。

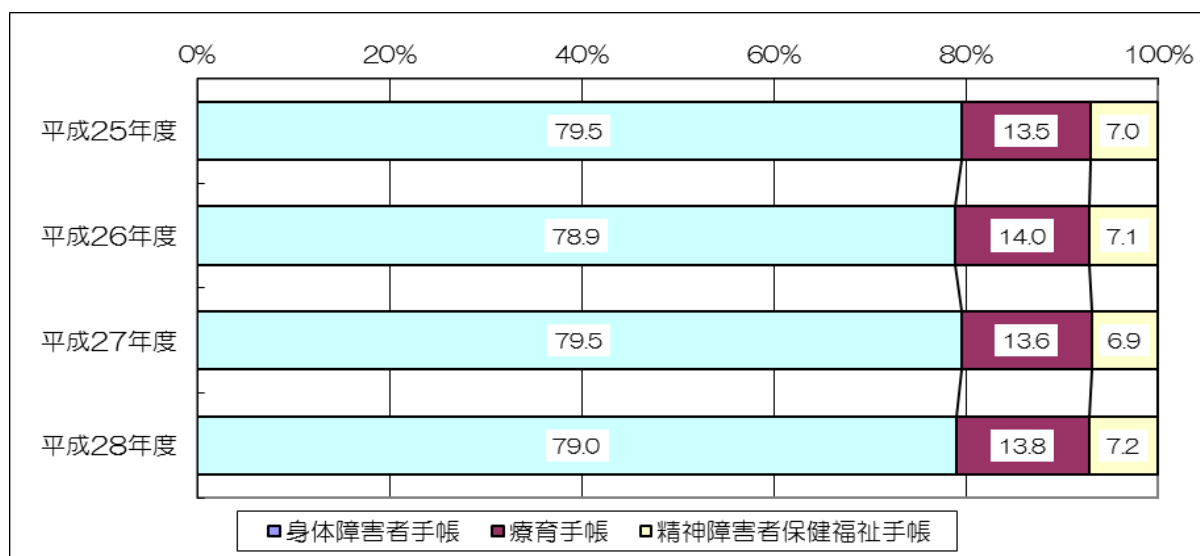
障害者手帳の状況

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳	3,439	3,382	3,601	3,559
療育手帳	584	599	615	621
精神障害者保健福祉手帳	303	307	311	325
合計	4,326	4,288	4,527	4,505

各年度3月末現在

障害者手帳の交付状況





## (1) 身体障害者の状況

平成28年度の身体障害者の障害別手帳交付は、肢体不自由が55%と最も多く、次いで内部障害28.5%で、この2障害で全体の約83%を占めています。また、平成25年度から平成28年度の4年間の増加数は肢体不自由67人で最も多く、次いで内部障害が34人の順になっています。聴覚障害は横ばい、その他の障害は増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別割合を見ると、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）については、約16%であるのに対し、『重度』（「1級」と「2級」の合計）については、40%を超えており、『軽度』より『重度』の割合が高くなっています。

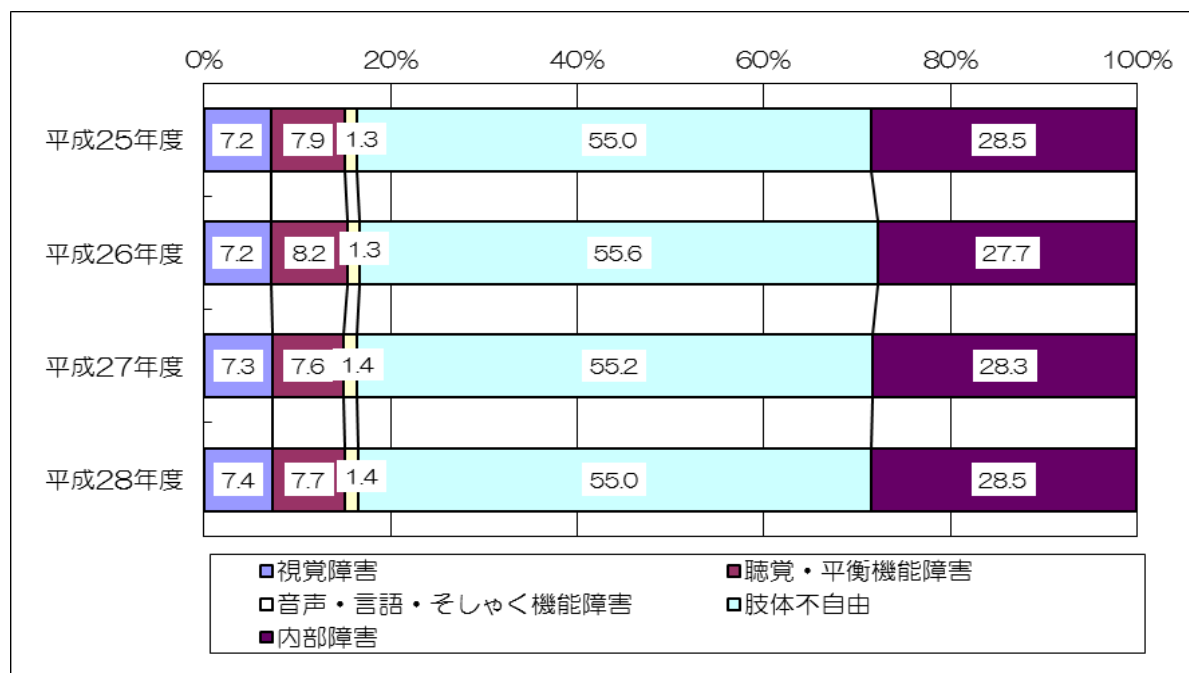
身体障害者手帳の年度別推移（種類別）

（単位：人）

年 度	視覚 障害	聴覚・ 平衡機 能障害	音声・言 語・そし やく機能 障害	肢体 不自由	内部 障害	合計
平成25年度	249	272	45	1,892	981	3,439
平成26年度	243	258	46	1,880	955	3,382
平成27年度	263	279	51	1,989	1,019	3,601
平成28年度	262	272	51	1,959	1,015	3,559

各年度3月末現在

身体障害者手帳の障害別交付状況



## 身体障害者手帳の年度別推移

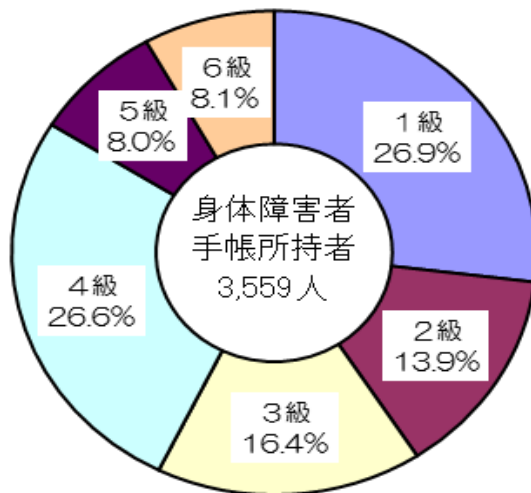
(単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計	内 65 歳 以上
平成 25 年度	951	460	600	919	252	257	3,439	2,674
平成 26 年度	914	458	584	914	257	255	3,382	2,643
平成 27 年度	974	497	603	953	288	286	3,601	2,880
平成 28 年度	958	496	585	945	286	289	3,559	2,858

各年度 3 月末現在

## 身体障害者の等級別割合

(平成 28 年度)



### ※ 身体障害者手帳：

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部障害に分けられる。

### ※ 内部障害：

身体障害の一種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその障害範囲。

■身体障害者手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

## (2) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者の状況は、平成25年度から平成28年度の4年間の増加数は「A」が14人、「B」が23人増え、増加傾向にあります。「A」が重度であり、平成28年度では「B」は「A」より5.6%ポイント割合が高くなっています。

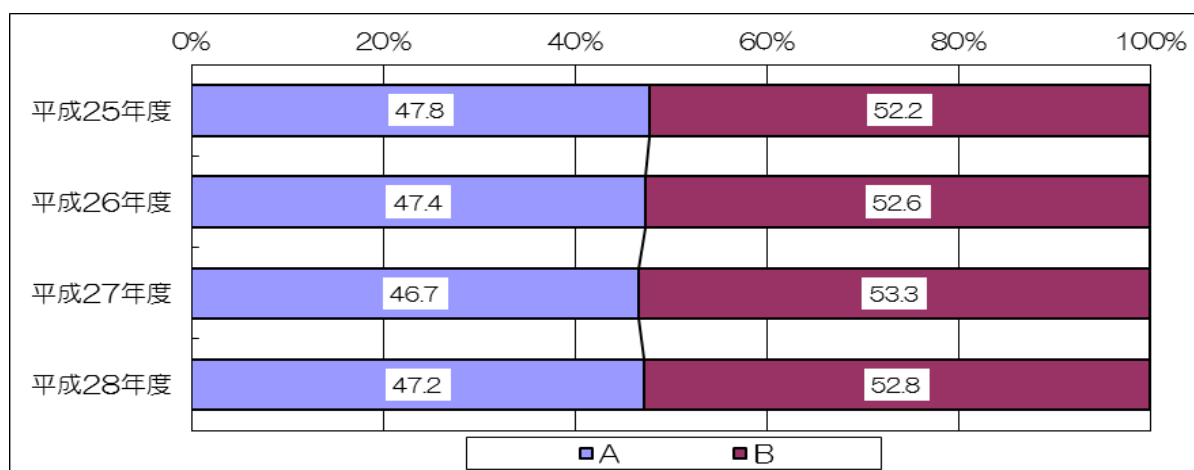
療育手帳年度別推移

(単位：人)

年度	A	B	計	内 18 歳以上
平成 25 年度	279	305	584	507
平成 26 年度	284	315	599	515
平成 27 年度	287	328	615	530
平成 28 年度	293	328	621	535

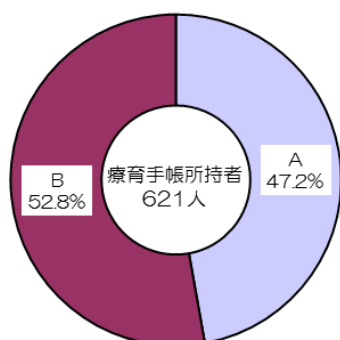
各年度 3 月末現在

療育手帳の交付状況



療育手帳の等級別割合

(平成28年度)



### ※ 療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度である。

■療育手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

### (3) 精神障害者の状況

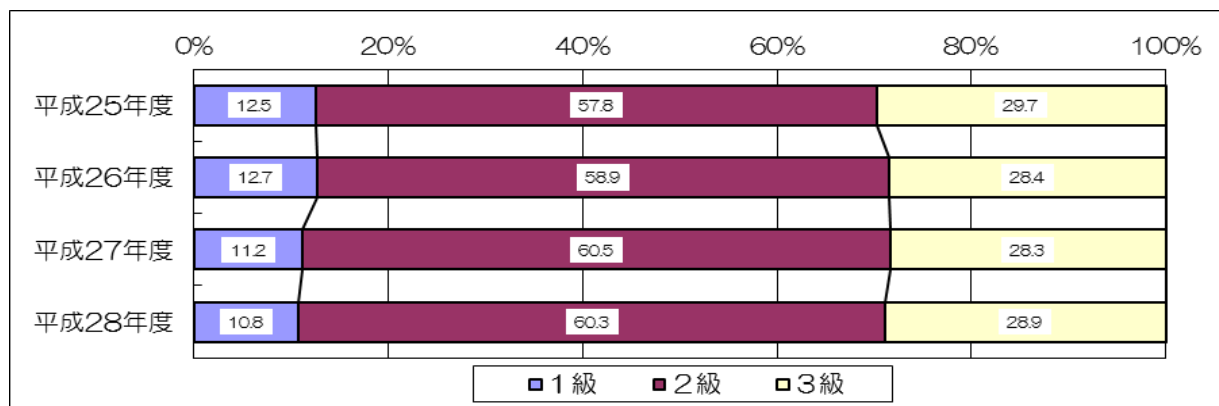
精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況は、平成25年度から平成28年度の4年間の推移は「1級」が3人減り、「2級」が21人増え、「3級」が4人増え、全体人数は22人増え、増加傾向にあります。平成28年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、「1級」が一番重度で10.8%、「2級」が60.3%、「3級」が28.9%となっており、「2級」の割合が最も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の年度別推移 (単位：人)

年度	1級	2級	3級	計
平成25年度	38	175	90	303
平成26年度	39	181	87	307
平成27年度	35	188	88	311
平成28年度	35	196	94	325

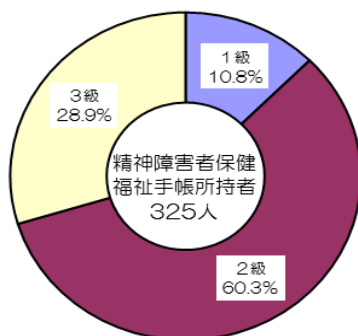
各年度3月末現在

精神障害者保健福祉手帳の交付状況



精神障害者保健福祉手帳の等級別割合

(平成28年度)



#### ※ 精神障害者保健福祉手帳：

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

■精神障害者保健福祉手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

## 第2節 特別支援学校の就学状況

### 1 特別支援学校の就学数の状況

平成29年10月1日現在の京都府立与謝の海支援学校の各学部の生徒数は、以下のとおりとなっています。

京丹後市からの生徒は全体の53.6%を占めています。

与謝の海支援学校の生徒数（平成29年10月1日現在）

学部	全体の生徒数	うち京丹後市の生徒数
小学部	45	24
中学部	32	17
高等部	48	26
計	125	67

■資料：京都府立与謝の海支援学校

## 第3章 計画の目標

### 第1節 第2次計画の成果と課題

京丹後市障害者計画（第2次）では共に生きる障害者福祉の充実を基本理念に、「広報・啓発活動」「生活支援」「療育・教育」「雇用・就労」「生活環境」「生きがい・社会参加支援」の6つの施策の基本方向を定め、取り組みを推進してきました。この節では、計画期間中の取り組み状況と、そこからみられた課題について取りまとめます。

#### 1 広報・啓発活動

本市では、障害に対する市民や地域の理解を広めるため、「広報きょうたんご」「きょうたんご 暮らしの支援ガイド」「ケーブルテレビ」などの情報媒体の活用や、障害者週間における街頭啓発、ほっとはあと製品・作品展の実施などを通じて、市民への啓発を推進しています。平成25年9月には本市と障害者事業所製品販売連絡協議会の連携事業として、障害のある人たちがつくられた製品の良さを広く知ってもらう情報発信の場として市内の大型ショッピングセンターにおいて障害者製品常設販売所を開設しました。また、各小中学校においては施設への訪問や点字図書館の見学、福祉施設への体験学習など学校教育を通じ、障害のある人との交流機会の創出と理解の促進を図ってきました。さらに、平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、本市人権啓発推進協議会を中心に人権学習や講演会を通じ、障害に関する諸問題について啓発を行いました。平成29年度には「心のバリアフリー」運動を展開し、市民自らが障害者へのサポートや配慮について考え、日常生活を送る上でのバリア（社会的障壁）を解消する取り組みを実施してきました。

しかし、依然として障害への理解が進んでいるとはいえず、特に、発達障害や精神障害についての理解はまだまだ進んでいないのが現状となっています。障害のある人が、共に地域の中で生活するには、障害に関する地域の理解は必要不可欠なものであり、計画的に関係機関との連携を図りながら効果的な広報・啓発活動の一層の推進が引き続き課題となります。また一方で、知識だけでなく、実際に交流することを通じて障害への偏見や不安感を解消していくことも重要な視点であり、当事者団体や社会福祉協議会、障害福祉サー

ビス提供事業所、学校、自治会（区）など、多様な団体・機関と連携し、障害のある人とない人との交流機会を拡充していくことも重要な課題となります。

## （１）広報・広報啓発活動の充実

取り組み	内 容	成果と課題
<p>広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用</p>	<p>「広報京丹後」や「広報京丹後おしらせ版」「きょうたんごくらしの支援ガイド」、子育て応援ハンドブック「キッズナビ」、パンフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、障害や障害のある人について市民の理解と啓発を推進します。</p>	<p>制度や行事、特に障害者差別解消法については市広報誌で特集し、障害者の相談機関の周知も広がった。視覚障害者の音声化CD「お知らせ版」をH27年度から実施している。一層の普及の推進が課題である。市フェイスブックの広報ツールにより身近で早い情報を発信することができた。</p>
<p>マスメディアを活用した啓発</p>	<p>ケーブルテレビの自主放送枠などを活用し、障害に関する諸問題について啓発を行います。</p>	<p>社会福祉法人や団体等が実施する行事、市職員向けの手話教室などをケーブルテレビで放映し障害者理解の啓発ができた。「FMたんご」を活用し各種行事や制度の情報発信を実施した。今後も意識的に市民の関心をもてるような内容を検討し啓発していくことが課題である。</p>
<p>多様化する障害に関する啓発の推進</p>	<p>地域自立支援協議会と連携し、発達障害を含めた障害への理解、障害のある人への支援のあり方について、民生委員・児童委員・地域住民に対して講座を開催し、啓発に努めます。</p>	<p>民生児童委員協議会へ出前講座を行った。市民向けには積極的に実施できなかった。計画的に取り組むことが必要である。</p>
<p>「障害者週間」等を中心とした広報・啓発</p>	<p>「障害者週間」等の期間において、障害者団体等と連携し、啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活動等を展開します。</p>	<p>「ほっとはあと製品&amp;作品展」の開催や障害者製品常設販売所の開設、障害者団体や障害者相談員と協働で、街頭啓発を実施した。多くの市民への啓発になるよう工夫・改善していくことが課題である。</p>
<p>障害者関係団体による啓発活動の促進</p>	<p>障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。</p>	<p>各障害者団体は、映画・講演会等を積極的に・計画的に実施することができた。一般市民の参加が少なく、より効果的な広報と障害者団体と市民が共に取り組む仕組みの工夫が課題である。</p>

## (2) 福祉教育の推進

取り組み	内 容	成果と課題
学校における福祉教育の推進	学校における福祉体験学習や体験活動等をカリキュラムの中に適切に位置づけ、障害のある人との交流機会を通してお互いの心が通い合う環境づくりに努めます。	小中学校では、総合的な学習の時間を活用し、福祉体験等の学習を実施している。小学校では、4年生の学習において車いす体験やアイマスク等の体験学習、中学校では、点字体験や福祉施設への職場体験等の学習を行っている。
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。	人権啓発映画会、人権啓発総合イベント及び人権啓発講演会を実施するほか、啓発物品の配布など、障害に関する問題はもとより、様々な人権問題について正しく理解、認識をしてもらう機会を創出した。関係団体と連携をとりながら、各種事業に取り組み、広く市民に対し、人権尊重意識の啓発を図ることができた。市青少年健全育成会・市連合婦人会・京丹後市の3者による共催事業として講演会を実施するなど、多くの関係者等を巻き込んだ事業展開を心がけている。各種イベントへの若い世代の参加が少ないことから、開催時期の検討、内容の選定、広報などより幅広い市民の参加を実現する工夫が必要である。より多くの市民参加のもと、人権問題について正しい理解と認識が進むようさらなる工夫が必要である。
障害に関する学習活動の推進	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障害に関する理解を深めるための学習活動の推進を図るとともに、学習活動から障害のある人と一般市民との協働による実践活動につながる仕組みを検討します。	公民館活動において各種の人権学習に取り組んでいるが、今後は障害に関する学習についても取り組めるような指導・助言を行う。あわせて、健常者と障害者が交流できる事業の展開についても指導・助言を行う。図書館では、大活字本、視覚障害者用DVDなどの資料、また点字付さわる絵本や障害について学習できる本を蔵書とし、障害者利用及び障害についての理解を深めるよう取り組んでいる。障害者実習の受入、障害者施設の事業案内の共同実施など、職員及び市民への障害の理解推進に取り組んでいる。しかし、登録資料など、十分な数があるとは言えないため、登録を増やしていくこと、施設においても、全ての市民が利用でき得る施設への改善も計画的に行うことが必要である。
福祉教育活動への支援	社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉教育活動への支援のあり方を検討します。	社会福祉協議会を中心として、学校や企業、自治区等への福祉教育や福祉学習について支援を行い、福祉に対する理解を広げることができた。職場体験等の学習を行っている。



### (3) 交流活動の促進

取り組み	内 容	成果と課題
障害者教育事業の推進	障害のある人の社会参加を促進するため、交流活動や学習活動に必要な指導者及び日常生活を支えるガイドヘルパー、ボランティアなどの育成と組織化を図ります。	社会福祉協議会や社会福祉法人等でボランティアの養成講座等を実施した。今後も継続的に取り組み、学習活動の場を広げていく必要がある。
学校における交流活動の推進	社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体との連携を強化し、人権学習・福祉体験学習の中で、特別支援学校の児童・生徒との交流や施設訪問を通じた障害のある人との交流機会の充実を図ります。	<p>各小中学校では、各学園単位で特別支援学級ふれあい交流会を実施しており、支援学校の生徒と保護者が地元学園への行事などに参加し交流をしている。</p> <p>支援学校では視覚障害の人と音楽の交流を実施したり、峰山高等学校弥栄分校と花の苗つけを一緒にしている。</p>
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取り組みやイベントなどの企画・実施を検討します。	<p>平成 27 年度「はあと&amp;きらめきワークフェスタ in 京丹後」を開催し、講演会・ステージ・作品展・物産展を実施。障害者に創造の場と機会を提供し、障害者が製作した作品等を通して障害者の可能性を多くの市民に知ってもらった機会となった。</p> <p>社会福祉法人が地域と協働しながら「ふれあい祭り(フェスタ)」等を開催し、地域の様々な機関とつながり、交流の場を広げていった。</p> <p>当事者団体が中心となり、当事者団体の思いを伝える機会の一つとして車いす駅伝大会を実施した。しかし、当事者団体の会員拡大にはつながらず組織の存続が課題である。</p>

## 2 生活支援

本市では、障害者総合支援法に基づき居宅介護や生活介護、就労継続支援、共同生活援助などの障害福祉サービスをはじめ、相談支援や移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施するとともに、成年後見制度<sup>\*</sup>利用支援事業や障害のある人の日常的な金銭管理などを支援する地域福祉権利擁護事業などを実施し、できる限り地域の中で生活できるよう支援を図っています。しかし、本市においては総人口が減少する反面、障害者手帳所持者数は増加しており、障害のある人の居宅生活や日中における活動の場、居住の場などを支援する障害福祉サービスの提供基盤を充実していくことが必要となっています。特に本市においては、ホームヘルプや短期入所をはじめとする障害のある人が利用する福祉サービスの提供を、介護保険サービス提供事業所がカバーしている事例もあり、障害のある人へのサービスの質の向上やサービス提供基盤の拡充を図るためにも、介護保険サービス提供事業所との連携を深めていくことも重要です。さらに近年、精神障害や発達障害などに対する包括的な支援体制の構築についても課題となっています。そのほか、医療的ケアが必要な人の在宅生活を支援するため、京都府と連携しながら2つの市立病院で医療型の短期入所ができる環境整備を行い、障害福祉サービスの提供に努めました。

保健・医療分野においては、障害を早期に発見し、適切な治療や療育、リハビリテーションなどのその後の対応へとつなぐことができるよう、乳幼児健診を実施するとともに、家庭訪問や電話相談などを通じて、保護者や家族、当事者における障害受容の促進を図っています。今後も引き続き、保健・医療、福祉、教育と連携し障害の早期発見・早期対応が可能な体制を充実していくことが必要となっています。また、精神障害やこころの健康に問題のある人についても増加しており、本市においても主治医や保健所等、関係機関と連携し相談支援を実施していますが、相談体制のさらなる充実を図るとともに、早期に適切な治療・対応に結びつくよう、疾病に関する理解を促進していくことも課題となっています。

障害のある人の健康づくりとして、本市では、総合検診の実施や事業所への出前講座の実施、栄養相談・健康相談等の実施、精神障害者の家庭訪問などを行っています。また、障害のある人が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や重度心身障害者医療、さらには、介護保険制度における訪問看護やリハビリテーションサービスを提供しています。今後も引き続き、市内で専門的な医療を受けられる体制整備や必要な医療サービスを受け続けることができるための支援が求められており、障害のある人の地域生活を支えるための保健・医療・福祉サービスの提供基盤を拡充していくことは引き続き大きな課題となっています。

本市は、若者の都市部への流出が止まらず、人口減と高齢化が進行し、地域福祉を支える担い手不足は顕在化しており、「支え手」「受け手」という関係を越え、お互いができることを見つけ支え合う地域づくりが求められています。このような状況のなか、社会福祉協議会や福祉委員を中心に、サロン活動や見守り事業などの小地域福祉活動が展開されています。住民相互の支え合いにより障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、これらの取り組みを障害のある人へも拡充し、だれもが地域社会の一員として暮らすことができる地域としていくことも必要となります。

障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、本市では、毎年度「視覚・聴覚障害者の交流研修会」を開催するとともに、資料館などの文化施設については入館料の減免措置を講じ、障害のある人が文化・芸術などにふれる機会の創出を支援しています。また、障害のある人の外出時の支援としてガイドヘルパー<sup>※</sup>の派遣や福祉タクシー等利用券の交付を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、コミュニケーション支援を実施し、生きがいづくりやスポーツ・文化・芸術・学習・レクリエーション活動などに参加できるよう支援してきました。しかし、障害のある人の生きがいづくりに重要な役割を果たすスポーツ・文化活動などについては、障害のある人を対象とした教室や講座など、機会を提供する場が不十分であり、障害のある人が様々な機会を通じて、スポーツ・文化活動などに親しめる場を創出していくことが必要となっています。一方、障害のある人の社会参加を促進するには、機会の創出だけでなく、外出への支援やコミュニケーション支援、障害特性に応じた情報提供を充実させ、様々な場に参加しやすい環境を整えていくことも重要となります。

---

**※ 成年後見制度：**

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

**※ ガイドヘルパー：**

外出時に付き添いが必要な障害のある人に対して、社会参加を促進するために援助を行う人をいう。

## (1) 障害者福祉サービス等の充実

### ① 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内 容	成果と課題
障害者ケアマネジメントシステム※の構築	<p>基幹相談支援センターの設置を通じて、相談支援専門員の資質向上や本市における相談支援体制の強化を図ります。また、サービス利用計画作成の対象者拡大にあわせ、自立支援協議会とも連携しながらケアマネジメントシステムの構築を進めます。</p>	<p>基幹相談支援センター※の設置への検討が進まなかった。相談支援事業の実態と困難事例について自立支援協議会で共有しているがマネジメントシステムの構築はできていない。</p> <p>ケース会議やカンファレンスは随時実施し関係機関との連携を図り相談支援体制をとっている。</p> <p>相談支援専門員は一定の経験がないと実践が難しく育成には数年必要である。計画相談の内容を検証していく体制と相談支援専門員の質をあげる人材育成・養成のバックアップの仕組みが継続的な課題である。</p>
地域生活支援事業の推進	<p>障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「訪問入浴サービス事業」「生活支援事業」「日中一時支援事業」「生活サポート事業」「社会参加促進事業」を実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。</p>	<p>保護者が安心して働きながら、子育てができるよう児童日中一時支援事業を実施している。市内2か所で実施しているが、夏休み等長期休暇時は特に利用希望が多く、受入体制を整備することが課題である。</p> <p>特に中学生の受入体制が不足している。</p>

#### ※ ケアマネジメントシステム：

障害のある人や高齢者が自らの意思に基づいて、利用するサービスを選択し、決定することを基本とし、それに対し保健・医療・福祉の専門家が連携(ケアチーム)して身近な地域で支援する仕組み及びその体制。

#### ※ 基幹相談支援センター：

平成22年12月10日に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(改正自立支援法)」において位置づけられ、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を主要な業務とする機関。

取り組み	内 容	成果と課題
介護給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「共同生活援助」「施設入所支援」や新たに創設された「同行援護※」などの各サービスの提供と基盤整備を進めます。	同行援護についてはガイドヘルパーセンターを中心にサービスの提供に努めることができた。 社会参加を積極的される人が増えており、特にイベントや行事の参加が増えてきている。 ヘルパー人材の確保は課題である。
訓練等給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	サービス提供事業所と連携を図りながら進めることができた。
補装具事業の実施	障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行います。	国の制度とおりに実施することができ、安定した日常生活の維持を図ることができた。
自立支援医療の給付	身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。	国の制度とおりに実施することができ、医療費の負担軽減を図ることができた。
ホームヘルパーの確保	重度障害のある人への対応など、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの確保に向けた取り組みを推進します。	介護保険提供サービス事業所との課題の共有化を図り、人材確保と定着に向けて京都府のモデル事業を活用しながら進めている。

**※ 同行援護：**

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

## ② その他の福祉サービス等の推進

取り組み	内 容	成果と課題
各種障害者手当等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当を支給します。	国の制度とおりに実施でき、経済的負担の軽減を図った。
在宅障害者介護支援金の支給	在宅で生活する障害のある人を介護している家族などに支給します。	実施できた。国の制度と重なる部分があり整理が必要である。
手帳交付申請用診断書料の助成	障害のある人の経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるために必要な診断書料の一部を助成します。	平成 25 年度より助成は廃止としている。
心身障害者扶養共済制度掛金の助成	心身障害者扶養共済制度掛金の一部助成を通して加入を促進し、加入者死亡後の不安の軽減を図ります。 ※障害のある人の保護者が加入者となり掛け金を納め、保護者に万一（死亡等）のことがあったときに、残された障害のある人に終身にわたって一定額の年金が支給される制度。	実施でき、経済的負担の軽減となった。
難病患者に対するサービスの実施	在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付等を行う在宅難病患者福祉事業を推進します。	平成 25 年度より障害者の範囲に難病者が加わり各種制度が受けられるようになった。
介護保険制度との連携によるサービス提供	65 歳以上の障害のある人が可能な限り在宅での生活や地域での生活を送ることができるよう、介護保険制度に基づく各種サービスの提供を図ります。	介護保険サービス提供事業所や関係機関と連携を図りながら、その人の状況にあったサービス提供を実施している。

## (2) 健康・医療体制の充実

取り組み	内 容	成果と課題
介護保険制度との連携による医療的ケアの提供	要介護認定を受けた障害のある人に対して、介護保険制度の中で、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなど必要な医療的ケアを提供します。	訪問看護との連携により地域で支える体制をさらに強化し安心して在宅で過ごすことができるよう継続的に実施できる体制は必要である。今後はリハビリテーションのさらなる充実が求められている。
地域医療対策事業の推進	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活できるための医療環境及び救急診療体制を確保するため、医療機関及び診療所への支援を行います。	地方の医療機関を取り巻く環境は、依然厳しいながらも民間医療機関を支援することで、地域の医療環境の確保、救急医療体制を維持することができた。引き続き支援を行うとともに、丹後医療圏における医療体制確保のため、地域連携や国府等への要望等に努める必要がある。今後も継続して推進していく。
市立病院の運営維持	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活できるための医療環境を確保するため、市立病院改革プランを踏まえ、市立病院の運営を維持・充実します。	市立病院の運営を維持するため、必要な経費の一部を一般会計から病院事業会計に繰り出しを行った。引き続き、地域において提供されることが必要な医療のうち採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供する市立病院の維持・充実を図ることが必要である。
医療の確保	市の医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るため、市立病院などの地域医療機関において医師の業務に従事しようとする者に対して奨学金等の支援を行います。	医療の充実を図るため医師の体制確保について奨学金制度を H19 年度から実施している。 これまでに、18 人貸与、5 人入職し、成果があがってきている。 引き続き、制度利用者の拡大に向け、広報等により周知を図る。
障害のある人の健康づくり	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、出前講座による健康指導をはじめ、栄養相談・健康相談の実施や健診結果に伴う保健指導を実施します。	障害福祉サービス事業所より依頼を受けて、出前講座、健診結果説明等保健・栄養指導を実施。対象者に合わせた指導により健康づくりに対する意識を高めることができた。さらに対象者の障害に応じた内容や指導の工夫が必要である
こころの健康づくり	「京丹後市健康増進計画」に基づき、こころの健康づくりを推進します。安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、こころと体のバランスを崩しやすい思春期にある青少年が安心して悩みを相談できる体制の整備、高齢者の生きがい対策の推進など、地域における様々な対策について、関係機関等との連携を図ります。	こころの健康相談、こころの健診等実施し、あらゆる年代のケースに対して相談に応じ、必要時は、関係機関との連携を図り、解決に向けて支援した。

### (3) 権利擁護の推進

取り組み	内 容	成果と課題								
福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の推進	知的障害や精神障害のある人など判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。	社会福祉協議会において実施している。 利用が少しずつ増えており、さらに1人に係る支援時間が長く、利用待ちのケースがあり、困難ケースは京都府へ相談をしながら利用に繋げている。								
成年後見制度の利用促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障害のある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。	ニーズはあるが制度利用にかかる啓発が十分でない状況である。高齢化が進む中さらなる体制整備は急務である。								
障害者虐待防止センター※の設置	障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行う障害者虐待防止センターの設置を進めます。	障害者福祉課に設置している。  通報後の支援も大切であり、虐待を行った側、受けた側の両方の支援体制について関係機関との連携が必要である。								
虐待防止に向けた連携協力体制の構築	障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、地域自立支援協議会などと連携し、地域における関係機関等との協力体制・支援体制の構築を進めます。	自立支援協議会事業者支援部会において施設従事者の研修会を実施した。施設従事者の意識、支援のあり方、組織のあり方等の改善に向けての事例検討等や情報共有の場が繰り返し必要である。  (H24年度～H28年度) <table border="0"> <tr> <td>養護者虐待通報</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>うち認定件数</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>施設従事者等虐待通報件数</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>(うち認定件数)</td> <td>2件</td> </tr> </table>	養護者虐待通報	12件	うち認定件数	9件	施設従事者等虐待通報件数	7件	(うち認定件数)	2件
養護者虐待通報	12件									
うち認定件数	9件									
施設従事者等虐待通報件数	7件									
(うち認定件数)	2件									

※ 障害者虐待防止センター：

平成23年6月17日に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」により、市町村において福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において設置が規定された機関。



## (4) 地域福祉活動の推進

取り組み	内 容	成果と課題
地域福祉活動への支援	第2次京丹後市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会等と連携しながら、自治会（区）や民生委員・児童委員、NPO、市民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。	今後も継続して活動に対する支援を実施していく。
小地域福祉活動の推進	社会福祉協議会と連携し、サロン活動や見守り活動、住民懇談会等の交流活動など、障害のある人をはじめ、地域の中で見守りや助け合いが必要な人に対する支援活動を推進します。	社会福祉協議会と連携し、自治会サロン活動、絆ネット事業等地域の見守りや交流活動に対する支援を継続的に実施していく。
ボランティアの育成	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、幼少期からのボランティア体験を推進します。	社会福祉協議会や社会福祉法人においてボランティア養成講座等を実施してきた。  地元高等学校が福祉行事へのボランティアに積極的に取り組んでいる。
ボランティア活動への支援	ボランティアセンター※の機能充実を図り、ボランティア活動に関する情報を積極的に発信するとともに、活動できる拠点や場の整備に努めます。	社会福祉協議会が中心的な役割を果たしている。今後も他機関との連携を強化できるよう情報の共有化が必要である。
障害者団体活動支援事業	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障害のある人の生きがいつくりや福祉の向上を図ります。	障害者団体の構成員の高齢化が課題である。新たな支援のあり方を検討する必要がある。

※ ボランティアセンター：

ボランティアをしたい人（団体）とボランティアの応援を求めている人（団体）をつなぐ中間支援組織。

### 3 療育・教育

本市では、発達障害への対応として、保育所・幼稚園・認定こども園の年中児を対象とした「すくすく年中児発達サポート事業」を実施し、発達障害の早期発見・早期対応につなげています。障害のある子どもの療育・保育体制については、適正に発達を促すことができる受け入れ体制の整備が課題となっており、専門性の高い人材の育成をはじめ、地域における療育・保育環境の充実を図ることが必要となっています。

市立小中学校へ通う障害のある子どもへの教育について、本市では、小学校8校、中学校2校に通級指導教室を開設するとともに、特別支援教育コーディネーター<sup>\*</sup>やスクールサポーターを配置し、発達障害などのある子どもへの教育支援の充実を図っています。また、児童・生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行うための個別の指導計画、及び障害のある子どもへの一貫した教育的支援を行うための個別の教育支援計画を作成するとともに教職員に対しては特別支援教育<sup>\*</sup>に関する研修講座の受講や校内研修を毎年実施し、教職員の指導力向上を図っています。今後も現体制の充実を図るとともに、より障害の特性や状況に応じた教育支援を行うため、特別支援学校や専門機関などとも連携し、個別の指導計画・教育支援計画を定期的に評価・改善を行う機能を高めていくことが課題となります。

一方、障害のある親や発達に課題のある子どものいる保護者への子育て支援についても引き続き重要な課題となります。

#### (1) 障害の早期発見・対応

取り組み	内 容	成果と課題
総合検診の実施	一度に必要な各種検診を受診できるよう、20歳以上の市民に対し健康診査（40～74歳は特定健診）を、40歳以上に各種がん検診を同時に実施します。	障害福祉サービス事業所と連携し、障害があってもスムーズに受診できるよう、専用の受診時間を設ける等対応している。一部リフト付きの検診バスも配車している。 健診は、検診車を用いた集団検診のみの実施であり、重度障害者への対応について課題がある。
乳幼児健診の実施	乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、4か月、10か月、1歳8か月、2歳6か月、3歳児に健診を実施します。	各健診とも適切な時期に受診できるよう、日程や会場を調整しながら実施。未受診者については受診勧奨や個別対応を実施している。 障害の早期発見・早期療育の他、保護者への子育て支援を通して虐待の未然防止の役割も高まっている。 健診後のフォロー体制の確保、充実が課題である。

取り組み	内 容	成果と課題
相談・指導体制の充実	健康相談や訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、療育相談、こころの健康相談などの各種事業と医療機関や保健師等の専門機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者等の障害受容の促進に資する支援が行えるよう内容の充実を図ります。	<p>新生児訪問をはじめ、必要に応じて子育て相談や訪問指導などを実施し、タイムリーな相談支援を行っている。</p> <p>保護者の障害受容には時間を要するが、医療機関や専門機関につなげることで、理解や受容が進むケースも多い。</p>
すくすく年中児発達サポート事業の推進	全保育所・幼稚園、認定こども園の4歳児を対象に、集団の場が苦手な子どもや発達に課題のある子どもを早期に発見し、保護者の障害受容の促進やその子の困り感を少なくする支援を行います。	療育、発達相談等専門機関につなぎ、保護者等が子どもの発達を理解し、適切な対応を学ぶことができています。また、教育機関との情報共有、連携等で適切な就学指導につながっている。受け皿である専門相談、療育機関の不足と、本事業を就学時の移行支援にどう生かすかが課題である。
発達支援ファイル <sup>※</sup> の活用 (※乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援をしていくため、障害のある人の治療歴、サービスの利用履歴等の履歴が記入されたファイル。)	障害の発見から適切な治療や療育、教育支援、就労へと一貫した支援に結び付くよう、障害のある人の状態や治療歴などの履歴等が記入された発達支援ファイルの効果的な活用を図ります。	H24年10月より実施している。利用促進に向けて自立支援協議会障害児支援部会で検討している。全員に配布ではないため必要な人に渡っていない状況があり、保護者の障害受容、了解が得られず、支援につながらないことが課題である。
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談時等の機会、さらには広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、障害の原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。	健診後の保健指導や教室、相談時等の機会、さらには広報紙等を活用し、障害の原因となる疾病についてその予防等を周知することで関心を深め広げることができた。

## (2) 就学前療育・保育の充実

取り組み	内 容	成果と課題
障害児保育の充実	<p>障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。</p>	<p>新規入所（園）児童は、面接時に、継続児童は日常の保育を参考に支援の必要な状況を把握し、児童の状況に応じて保育士等の加配を行い集団保育・教育を実施している。</p> <p>また、年3回保育士等研修会を開催し、質の向上を図るとともに、発達相談等と同行し、援助方法の助言を受けながら保育・教育に反映させている。</p>
療育体制の充実	<p>療育相談や機能訓練などを有する障害者支援施設を整備充実し、地域での療育環境の整備に努めます。</p>	<p>市内1か所、児童発達相談支援事業所があり、利用者は年々増加している。そのため、職員体制、施設スペース等の課題が出てきている。</p> <p>乳幼児健診などでは、保護者への発達の遅れなどの受容が課題であり、声かけや伝え方を研究しフォローができる体制を整備していくことが必要である。最近では2.3歳児への療育が多い。この年齢にフォローが出来なかったケースは4歳児の年中児発達サポート事業でフォローされている。</p> <p>専門機関（クリニック等）がなくフォローの受け皿が不足している。フォロー体制の充実が課題である。</p> <p>またフォローされた後の体制も必要であり、専門医の人材確保が強く必要とされる。</p> <p>保育士等の専門性も求められ、人材育成も課題である。</p>
子育て家庭等への訪問指導の推進	<p>妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、療育相談等に応じます。</p>	<p>地区担当保健師を中心に、新生児訪問を実施。里帰りや入院等で訪問できなかった場合も、後日あらためて訪問している。その後も、必要に応じて訪問し継続支援を行っている。</p> <p>H28年度には子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期からの介入が可能となった。妊娠期の訪問指導については、充実に向けて検討が必要である。</p>
障害のある親への訪問指導体制の確立	<p>障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討を進めます。</p>	<p>ケースに応じて保健所職員との同行訪問、医療機関にて保護者を交えてのカンファレンスを開催するなど、各関係機関と連携しながら支援を行っている。</p> <p>各機関の役割分担や窓口の明確化など、保護者が安心できる体制づくりが必要である。</p>

### (3) 障害のある子どもの教育の充実

#### ①特別支援教育の推進

取り組み	内 容	成果と課題
就学指導の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学（就園）指導が行えるよう、就学指導に係る専門医や教職員、児童福祉施設等の職員の参画を図りながら教育支援委員会の機能強化に努めます。	教育支援委員会では、個の発達や障害の特性に応じた適正な就学指導を実施している。また、重度の障害により特別な支援を要する幼児・児童・生徒の就学指導等を審議するため、専門医等を委員とする専門部会を設置し、より適正な就学指導に努めている。
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	<p>幼児期から学校への円滑な接続については、地域自立支援協議会や特別支援学校、保護者との連携を強化し、情報を共有し合いながらニーズに応じた体制の確立を図ります。</p> <p>教育・保健・医療・福祉・就労等の関係機関と協力し、障害のある児童・生徒の状態に応じた自立及び社会参加が可能となる力の育成を支援します。</p>	<p>H27年度より支援学校卒業予定者の就労アセスメントによる進路相談の実施体制に変わり、市、支援学校、就労移行支援事業所、相談支援事業所等の連携体制を構築し、一人ひとりの将来の力を見据えた進路先（就労先等）を支援している。</p> <p>H29年度より進路支援プロジェクトチームを設置し、強度行動障害や医療的ケアの要する生徒の進路先環境の整備の検討をしている。</p>
発達障害児支援の充実	発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、スクールサポーターの配置を継続するとともに、各校の通級指導教室との連携をはじめ、特別支援学校や保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化します。	特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、スクールサポーター（介護職員）を配置している。（H28年度：小学校29人、中学校6人）保健・医療・福祉等の関係機関との連携強化、仕組みづくりの構築が課題である。発達障害の支援体制の継続と今後さらに保健・医療・福祉等の関係機関との連携の強化がしやすい仕組みづくりの構築が必要である。
校内体制の充実	教職員の障害のある児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、教育支援委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実を図ります。	<p>市内各小中学校では、発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会の設置等により組織的に対応している。</p> <p>専門性のある特別支援教育コーディネーターの継続的配置が課題である。</p>

## ② 教育環境の充実

取り組み	内 容	成果と課題
教職員の専門性の向上	障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間との実践的な交流、校内研修会を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。	各小中学校では、教職員の専門性の向上を図るため、学校間・校種間の交流を行ったり、校内研修会に特別支援学校やその他の外部講師を招へいしたりするなど、校内研修の充実を図っている。
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒等に対して、個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づく適切な支援を組織的に進めることができるよう、加配職員やスクールサポーターの配置など校内体制の整備に努めます。	個別の計画があり、具体的な活用がなされている。 特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、スクールサポーター（介護職員）を配置している。（H28 年度：小学校 29 人、中学校 6 人）
放課後の居場所づくり	京丹後市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後子ども教室推進事業など、子どもの居場所づくりに努めます。	・放課後児童クラブでは障害など支援が必要な子どもであっても、加配の支援員を配置するなどして、原則全員受け入れている。 ・児童の放課後の学習支援体制を整備するため、実証研究事業として「わくわく自習室」を開設し、地区と連携（委託事業）し実施している。（H28 年度：4 地区）
障害児通所支援事業の実施	障害のある子どもの放課後における療育の場や預かりサービスを充実させるため、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により新たに創設された障害児通所支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。	市内 1 か所において放課後等デイサービス事業を実施している。年々人数が増え、施設の利用スペース等の環境が課題である。

### ※ 特別支援教育コーディネーター：

校内の関係者や福祉、医療などの関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。

### ※ 特別支援教育：

これまで特殊教育の対象外であった学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など発達障害も含めて障害のある児童・生徒に対してその一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## 4 雇用・就労

公共職業安定所や商工会、自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、民間企業や障害福祉サービス提供事業所等への働きかけを行い、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めてきました。また、公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めてきました。

しかし、近年の社会経済状況を背景に、障害のある人の雇用の場の確保は依然として厳しい状況にあります。そのため、働く場としての就労継続支援事業（A型、B型）などの就労系サービスの充実を図ることも課題となっています。一方、一般就労したものの職場に定着できず、離職してしまう障害のある人も多い傾向にあり、就労後の定着に向けた支援を充実させていくことも必要となっています。

### （1）障害のある人の雇用の場の拡大

取り組み	内 容	成果と課題
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	<p>障害のある人の雇用の場の拡大を図るため、公共職業安定所や商工会等関係機関との連携を保ちながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知徹底を図ります。</p> <p>公共職業安定所と連携し、各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障害のある人の雇用の拡大に努めます。</p>	<p>自立支援協議会就労支援部会を中心に取組んでいる。</p> <p>就業・生活支援センターとの連携を図り、雇用主へのアプローチや実習先事業所の拡充の取り組みをしてきた。</p> <p>課題としては、発達障害の人が一般就労へ繋がらないことである。返事をしない特性の人もあり、就業・生活支援センターの担当職員は周囲に理解を求め、訪問時に従業員と対話を重ね、障害者理解に努めている。</p>
障害者雇用促進事業の推進	<p>障害のある人の職場定着を推進するため、公共職業安定所と連携し、障害のある人を雇用する企業に対し奨励金の支給を行います。</p>	<p>企業内に障害者本人、企業側をフォローする人材が雇用されることが望ましいが、雇用確保が中々難しい状況である。</p>
公共機関における雇用拡大の推進	<p>市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。</p>	<p>職場実習は実施しているが就労に繋げる仕組みが未整備である。</p>

取り組み	内 容	成果と課題
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所や地域自立支援協議会と連携し、就労継続支援事業など福祉的就労の場の充実を図ります。	就労継続支援B型事業所に加え就労継続支援A型事業所が2事業所増え、発達障害、精神障害、ひきこもり等の一般就労が困難な人への新しい就労支援の場となっている。

## （２）総合的な支援施策の推進

取り組み	内 容	成果と課題
障害者就労支援事業の推進	障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障害のある人の就労を総合的に支援します。 障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ、障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ※（職場適応援助者）やジョブサポーター（障害のある人・企業双方のサポートを行う有償ボランティア）などの周知を図り、利用の促進を図ります。	ジョブサポーターや有償ボランティアの京都府の制度が平成24年度で終わったが、平成29年度再び復活した。現在2名、障害者就業・生活支援センターに配置されている。  ジョブコーチは経験を重ねることが大切だが、事業の新しい対象者が出てこない状況もあり、地域から対象がなく支援学校卒業生のみとなっている。
障害者短期職場実習事業の推進	障害のある人の就労能力の向上を図るため市役所においてサービス提供事業所等に通所する人を対象とした短期間の職場実習を実施します。	就労に繋げる仕組みが未整備。平成19年度から市役所で一般企業への実習前の段階の方の職場実習を実施している。一段ずつ力をつけていくステップがあることは評価できる。
障害者職場実習促進事業の推進	障害のある人の就労機会及び就労能力の向上を図るため、一般企業等で職場体験実習を行った場合、受け入れた事業所とかかわった福祉施設等に奨励金を支給します。	毎年実施しているが、実習先は多少増えても雇用を考える企業は2割程度であり、10年前と状況は変わっていない。 受入に対しての奨励金制度があることで障害者雇用への理解を広げることができた。企業内にフォローする人的体制がとれない状況である。



取り組み	内 容	成果と課題
トライアル雇用 <sup>※</sup> の促進	事業者に対して障害のある人を一定期間試用雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。	ハローワークが事業を実施している。広く常用雇用への働きかけは不十分であるため今後引き続き啓発に努める。
広域的な就労ネットワークの形成	地域自立支援協議会を中心に、特別支援学校や学校、公共職業安定所、商工会、民間企業、サービス提供事業所、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。	自立支援協議会就労支援部会において具体化した支援体制の検討を今後も継続的に行い、関係機関との連携強化が必要である。

**※ トライアル雇用：**

「トライアル雇用事業」として、2003年より厚生労働省によって開始された事業。ハローワークが紹介する障害のある人や中高年齢者等の就職希望者を、企業が短期間（原則として3ヶ月間）試行的に雇用。その間に企業と就職希望者が相互の理解を深め、その後の本採用へと移行するなど、雇用機会をつくっていく。

**※ ジョブコーチ：**

就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場へいき、共に作業をしたり休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする人。また、事業主や職場の従業員に対しても、障害のある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図ることを業務とする人。

## 5 生活環境

障害のある人の移動時や施設利用時における負担を軽減するため、本市では、ノンステップバスの導入や京都丹後鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化、また既存公共施設のバリアフリー化を進めています。アンケート調査等からも道路や公共施設、建物、乗り物などのバリアフリー化へのニーズが高くなっており、障害のある人が地域の中で暮らしていくためにも、これら公共施設や主要交通機関等のバリアフリー化を進めていくことは引き続き重要なこととなります。

本市では平成 17 年度に地域防災計画を策定し、2、3年ごとに見直しを図る中で、防災体制の強化に取り組んでおり、地域の中でも自主防災組織については平成 29 年 10 月 25 日現在 167 地区が組織されています。さらに防災行政無線設備の全国瞬時警報システムを導入し、迅速な情報伝達体制の強化を図っています。しかし、局地的豪雨（ゲリラ豪雨）の増加や東日本大震災により、災害をはじめとする緊急時への救援体制の整備・強化は、障害のあるなしを問わず重要となっており、特に災害時要配慮者対策の充実を図ることは大きな課題となっています。また、近年、全国各地で消費者トラブルや殺傷事件なども増えており、情報提供や地域の見守り体制など、地域ぐるみによる防犯体制の強化も必要となっています。

## 6 生きがい・社会参加支援

障害のある人を対象としたスポーツや文化、生涯学習に関する教室・講座等の開催を働きかけ、障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進し、地域の中で潤い、豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援していくことは障害の有無に関わらず大切なことです。しかし、同じ障害者のみの活動に留まる傾向にあり、障害種別を越えた地域の中で地域住民と共に活動できる仕組みづくりが課題です。

また、障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援やコミュニケーション手段の確保の支援など、外出における支援の充実を図ることが必要です。さらに、障害特性に配慮し、多様な媒体やツールを活用した情報提供に努める必要があります。

## 第2節 計画の基本目標

第2次京丹後市総合計画をはじめ、ニーズ調査等の結果及び第2次計画の成果と課題を踏まえ、本計画の基本理念である「共に生きる障害者福祉の充実」の実現に向け、次の5つを基本目標としてかけます。

### 1 共生社会の実現に向けた環境づくり

障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現していくには、その前提条件としてお互いを尊重する社会を構築していく必要があります。そのため、市民への広報啓発をはじめ、障害を特別な人の問題として捉えるのではなく、障害をだれもが自分のこととして障害のある人の暮らしにくさを身近に捉えることができるよう、交流機会を充実させる取り組みを市民とともに創り出し、また外出時のコミュニケーション支援や移動支援など障害のある人の社会参加を促進するための支援を推進します。

また、障害のある人が障害特性に応じた自立生活を地域で行えるよう、障害受容への支援も含めた障害の早期発見・早期対応への体制づくり、さらに、乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすための一貫した支援・教育を、一人ひとりの障害特性やニーズに応じて実施できるよう環境整備に努め、障害のある人もない人も共に地域社会の一員として暮らせるよう、基盤づくりを進めます。

#### 【関連する施策の基本方向】

■ 広報・啓発活動

■ 療育・教育

■ 生きがい・社会参加支援

## 2 福祉サービスの充実

障害のある人が地域で暮らし続けるには、障害のある人の地域生活を支える福祉サービスは重要なものとなります。そのため、特に、障害のある人の日中活動の場の確保や移動支援・コミュニケーション支援の拡充、身近に医療が受けられる体制づくりなど、ニーズの高いサービスの充実に取り組みます。また、障害のある人が地域で暮らし続けるには、当事者のみならず介助家族へのケアも重要となります。そのため、身近な相談体制を充実させるとともに、親亡き後の生活の場としてグループホームなどの居住系サービスについても、短期的・中長期的な観点から障害福祉サービスの基盤を充足させていきます。

### 【関連する施策の基本方向】

- 生活支援

## 3 生活環境の整備充実

障害のある人が地域において安心して居宅生活を送りつつ、様々な活動に参加しやすい環境となるよう、その拠点となる住まいや道路・公共交通機関・公共施設などのバリアフリー化を推進します。

一方、東日本大震災を契機に、災害への体制については市民全般にわたって関心が高まっていることから、災害時要配慮者支援対策の充実や当事者への周知徹底に取り組みます。また、防災面のみならず、防犯面や交通安全面についても引き続き周知・啓発を図るとともに、地域ぐるみによる日常的な声かけ・見守り体制を構築していく中で、障害のある人が安心して暮らせる地域づくり・生活環境づくりを進めていきます。

### 【関連する施策の基本方向】

- 生活環境

## 4 障害者雇用の促進

就労は生計の維持だけでなく、日中活動の場や社会参加を果たす場としても重要なものとなります。そのため、関係機関や障害福祉サービス提供事業所と連携し、就労前後を含めた総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充に取り組みを進めていきます。また、一般就労が難しい障害のある人への対策として、福祉的就労の場の確保や大切な収入源である工賃アップについても障害福祉サービス提供事業所における取り組みを支援します。

### 【関連する施策の基本方向】

- 雇用・就労

## 5 スポーツ、文化等の活動の推進

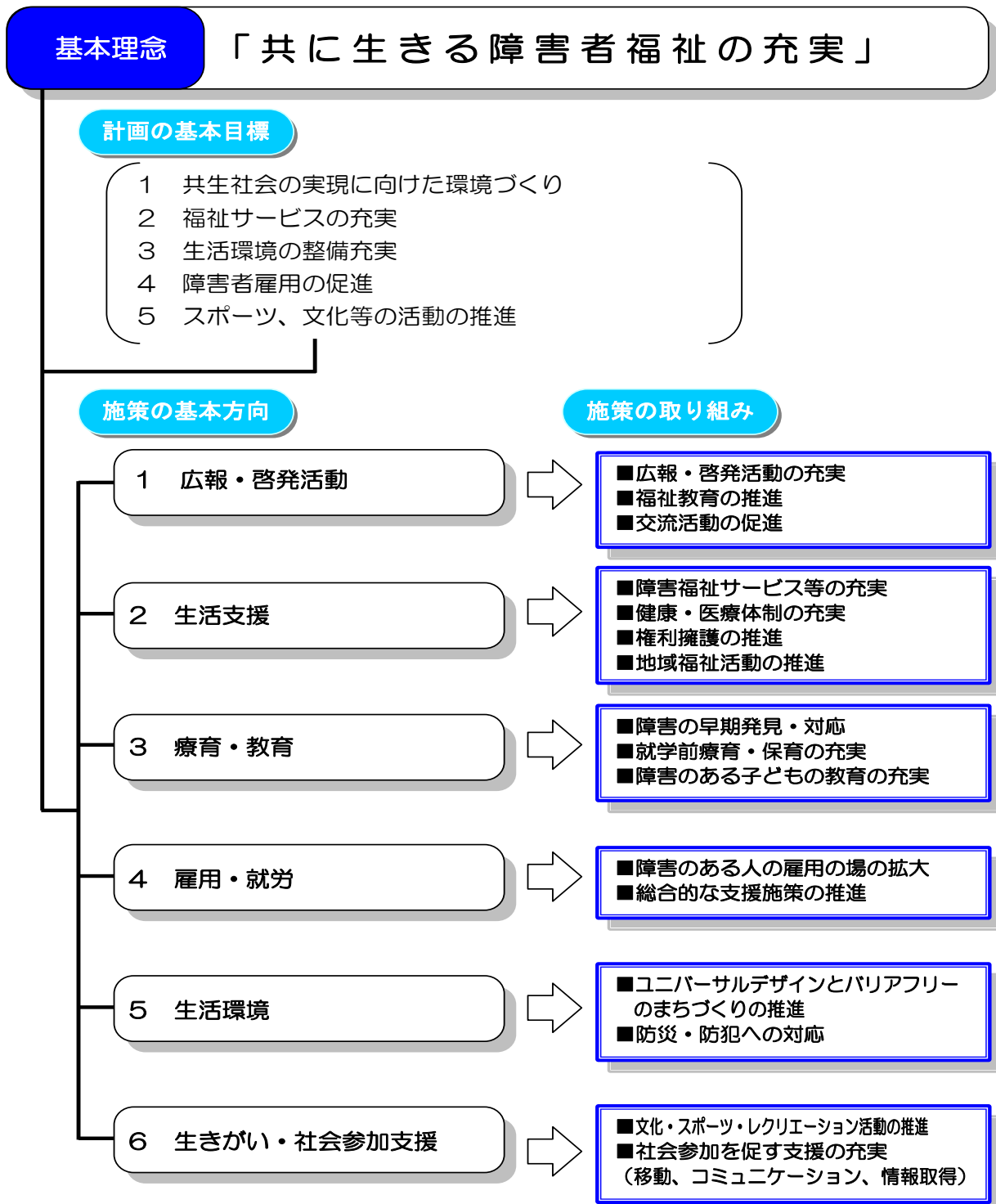
障害のある人が地域の中で生きがいを持って暮らしていくにも、スポーツ・文化・芸術・学習・レクリエーション活動は重要なものとなります。スポーツ・文化活動などについては健康づくりや社会参加・地域との交流促進など、障害のある人の生活の質を高めるものとして様々な効果が期待できるため、自治会（区）や当事者団体、ボランティア、NPO、さらには公民館や運動公園などの社会教育施設・社会体育施設などとも連携し、障害のある人のスポーツ・文化活動などの振興を図ります。同時に、障害のある人が積極的にスポーツ・文化活動などに取り組めるよう、移動手段やコミュニケーション手段を確保できるよう支援していきます。スポーツ・文化活動などを促進し、生きがいづくりの場を充実させていくことが必要となっています。

### 【関連する施策の基本方向】

- 生きがい・社会参加支援

# 第1章 施策の基本方向と取り組み

## 第1節 施策の体系



## 第2節 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発活動の充実

市民に対し、障害に関する理解を促進するため、「障害者差別解消法」の基本方針のもと障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、だれもが障害による様々な環境の不便さを自分のこととして意識できるよう「広報きょうたんご」や「きょうたんご 暮らしの支援ガイド」などの冊子媒体や「障害者週間」などの機会を活用した広報・啓発を行います。障害者事業所製品販売連絡協議会を通じ、障害者の才能の創造の場と機会の提供を支援することで地域社会の理解の促進に努めます。また、近年、障害についてはその種類や抱える問題、治療方法など多様化・複雑化しているため、これらの状況に応じた広報媒体の充実に努めます。

取り組み	内 容	方向性
広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用	「広報京丹後」や「広報京丹後おしらせ版」「きょうたんご 暮らしの支援ガイド」、子育て応援ハンドブック「キッズナビ」、パンフレット、市のホームページやフェイスブック等の広報媒体を活用し、関係部署と連携し、障害や障害のある人について市民の理解と啓発を計画的に実施します。	継続
マスメディアを活用した啓発	ケーブルテレビの自主放送枠などを活用し、障害に関する諸問題について啓発を行います。	継続
多様化する障害に関する啓発の推進	自立支援協議会と連携し、発達障害や精神障害を含めた障害への理解、障害のある人への支援のあり方について、民生委員・児童委員・地域住民に対して講座を開催し、啓発に努めます。	継続
「障害者週間」等を中心とした広報・啓発	「障害者週間」等の期間において、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所と連携し、啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活動等を展開します。 障害者事業所製品販売連絡協議会を通じ、障害者の才能の創造の場と機会の提供を支援することで地域社会の理解の促進に努めます。	継続
障害者関係団体による啓発活動の促進	障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。	継続

取り組み	内 容	方向性
心のバリアフリー運動の実施	障害者差別解消法の基本方針に基づき、学校や企業、事業所等が障害のある人の状況にあった合理的配慮やサポートのできる意識が広がるよう「心のバリアフリー運動」展開し、障害者理解の啓発に努めます。	新規
障害者差別解消支援地域協議会の設置	障害者差別の解消に向けての取り組みの周知や情報発信、相談事例の共有と検証に向けて複数の機関で構成する協議会の設置の検討を進めます。	新規

## 2 福祉教育の推進

各学校で実施されている福祉体験学習や体験活動などを通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、多くの市民が障害のある人の問題や人権などについて学べるよう、学習機会の提供を図ります。

取り組み	内 容	方向性
学校における福祉教育の推進	学校における福祉体験学習や体験活動等をカリキュラムの中に適切に位置づけ、障害のある人との交流機会を通してお互いの心が通い合う環境づくりに努めます。	充実
人権教育事業の推進	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。	継続
障害に関する学習活動の推進	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障害に関する理解を深めるための学習活動の推進を図るとともに、学習活動から障害のある人と一般市民との協働による実践活動につながる仕組みを検討します。	継続
福祉教育活動への支援	社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉教育活動への支援をします。	継続



### 3 交流活動の促進

当事者団体や社会福祉協議会、障害福祉サービス提供事業所、学校、自治会（区）など、多様な団体・機関と連携し、障害のある人と地域住民とがお互いに交流できる機会の拡充に努めます。また、学校等における交流活動の充実を図ります。

取り組み	内 容	方向性
障害者教育事業の推進	地域住民に障害者に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	継続
学校における交流活動の推進	福祉関係機関・団体との連携を強化し、人権学習・福祉体験学習の中で、特別支援学校の児童・生徒との交流や施設訪問を通じた障害のある人との交流機会の充実を図ります。	継続
交流の場づくり	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取り組みや社会福祉法人等のふれあいイベントなどの企画を支援します。	継続

## 第3節 生活支援

### 1 障害福祉サービス等の充実

各種サービス提供事業所等と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業など、障害福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、生活安定のための経済的支援や各種負担の軽減策等を行い、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

近年、外見からはわかりづらい障害であるがために生きづらさや働きづらさを抱える精神障害や発達障害のある人が、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療、障害福祉・介護、就労や教育等包括的なケア体制の構築が求められています。近隣自治体や京都府と連携し、課題解消に向けての協議の場を持ちながら地域で支えるシステム作りの検討をしていくとともに、国の動向を十分把握したうえで、新たなサービスの仕組み及び基盤整備に努めます。

#### (1) 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内 容	方向性
障害者ケアマネジメントシステムの構築	相談支援専門員の資質向上や本市における相談支援体制の強化を図ります。また、サービス利用計画作成の対象者拡大にあわせ、自立支援協議会や相談支援事業所連携会議等と協議しながら、ケアマネジメントシステムの構築と基幹相談支援センターの設置を検討します。	継続
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「相談支援事業」「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」等を実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援するサービスの充実に努めます。	継続

取り組み	内 容	方向性
介護給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「共同生活援助」「施設入所支援」などの各サービスの提供と新設されるサービスの基盤整備を進めます。	継続
訓練等給付にかかわるサービスの推進	障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」等の各サービスの提供と新設されるサービスの基盤整備を進めます。	継続
補装具事業の実施	障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすいするため、補装具の給付を行います。	継続
自立支援医療の給付	<p>身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。</p> <p>18歳未満の児童の育成医療や療養介護医療費を支給します。</p>	継続
ホームヘルパーの確保	重度障害のある人への対応など、一人ひとりの障害の状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの確保に向けた取り組みを推進します。	継続
精神障害者への地域生活支援	精神障害者が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう保健・医療、障害福祉・介護、就労や教育等包括的なケア体制の構築ができるよう京都府と連携し、協議を進めます。	新規
発達障害者への支援体制の整備	発達障害の早期発見により各専門分野の支援が円滑に実施できるよう保健・医療、教育、福祉、就労等の関係機関の連携体制を明確化し、地域で安心して暮らせるよう切れ目ない支援体制の構築を進めます。	新規

## (2) その他の福祉サービス等の推進

取り組み	内 容	方向性
各種障害者手当等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当を支給します。	継続
難病患者に対するサービスの実施	在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付等を行う在宅難病患者福祉事業を推進します。	継続
介護保険制度との連携によるサービス提供	65歳以上の障害のある人が、その人の障害特性や生活状況にあった各種サービスの提供により、可能な限り在宅での生活や地域での生活を送ることができるよう、介護保険制度と障害福祉サービスを組み合わせながらサービスの充実を図ります。	継続

## 2 健康・医療体制の充実

障害のある人ができる限り身近な地域で、適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や京都府との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。また、障害のある人の健康づくりについても引き続き情報提供等を充実し、促進を図ります。

さらに医療的ケアの必要な児童が地域で安心した日常生活が送れるよう、保健・医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の機関が連携し、京都府と協働しながら支援体制の構築を進めます。

取り組み	内 容	方向性
自立支援医療の給付 (再掲)	身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。	継続
公的医療制度の充実	重度心身障害者に対する医療補助など、障害のある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。	継続
医療的ケア児童の 支援体制の構築	医療圏域で京都府と協働しながら医療的ケア児童の支援体制の協議を進めます。	新規
介護保険制度との連 携による医療的ケア の提供	要介護認定を受けた障害のある人に対して、介護保険制度の中で、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなど必要な医療的ケアを提供します。	継続
地域医療対策事業の 推進	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活するための医療環境及び救急診療体制を確保するための支援を行います。	継続
市立病院の運営維持	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活するための医療環境を確保するため、市立病院改革プラン【改訂版】を踏まえ、市立病院の運営を維持・充実します。	継続
医療の確保	市の医療の充実に必要な医師の養成及び体制確保を図るため、市立病院などの地域医療機関において医師の業務に従事しようとする者に対して奨学金等の支援を行います。	継続

取り組み	内 容	方向性
障害のある人の健康づくり	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、出前講座による健康教育をはじめ、栄養相談・健康相談の実施や健診結果に沿った保健指導を実施します。	継続
こころの健康づくり	「第2次京丹後市健康増進計画」に基づき、こころの健康づくりを推進します。子どもから高齢者までを対象にした専門機関や専門家によるこころのケアに関する相談事業の充実し、関係機関との連携を図ります。また、こころの健康、うつ予防についての健康教育を実施し、地域で見守り、関係機関に相談をつなぐ体制を強化します。	継続
総合検診の実施	一度に必要な各種検診を受診できるよう、20歳以上の市民に対し健康診査（40～74歳は特定健診）を、40歳以上に各種がん検診を同時に実施します。	継続

### 3 権利擁護の推進

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期把握に努めます。また、平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、地域全体で支え合う仕組みづくりの構築が必要となっています。権利擁護に関する相談窓口や普及啓発活動、権利擁護人材の確保・育成などの検討を進め、その中核機関となる「成年後見センター（仮）」の設置をめざします。

さらに、「障害者虐待防止法」を踏まえ、障害のある人に対する虐待の防止・支援体制を整備し、関係機関との連携強化を図ります。

取り組み	内 容	方向性
福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の推進	知的障害や精神障害のある人など判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。	継続

取り組み	内 容	方向性
成年後見制度の利用促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、成年後見センター（仮）設置について進めます。	充実
障害者虐待防止センターの機能強化	障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行う障害者虐待防止センターの周知・啓発に努め、関係機関と連携を強化し、虐待事案について早期対応・解決に取り組めます。 虐待を行った側と虐待を受けた側、両者を適切に支援する体制を検討します。	継続
虐待防止に向けた連携協力体制の構築	障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議や自立支援協議会などと連携し、地域における関係機関等との支援体制が継続できるよう研修会や事例検討会を実施します。	継続

## 4 地域福祉活動の推進

障害のある人が地域の中で孤立することなく、共に生活できるよう、社会福祉協議会と連携し、当事者団体や住民自治組織、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等が行う、見守り活動やサロン活動、交流活動などの地域福祉活動の促進を図ります。

取り組み	内 容	方向性
地域福祉活動への支援	京丹後市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会等と連携しながら、自治会（区）や民生委員・児童委員、NPO、市民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。	継続
小地域福祉活動の推進	社会福祉協議会と連携し、サロン活動や見守り活動、住民懇談会等の交流活動など、障害のある人をはじめ、地域の中で見守りや助け合いが必要な人に対する支援活動を推進します。	継続

取り組み	内 容	方向性
ボランティアの育成	社会福祉協議会や関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、幼少期からのボランティア体験を推進します。	継続
ボランティア活動への支援	社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティア活動に関する情報を積極的に発信し、地域で支え合える拠点を実施していきます。	継続
障害者団体活動支援事業	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障害のある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。	継続

## 第4節 療育・教育

### 1 障害の早期発見・対応

障害の原因となる疾病や障害の早期発見につながるよう、疾病や障害に関する周知をはじめ、総合検診及び乳幼児健診の実施や、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。また、「京丹后市子ども・子育て支援事業計画」とも連携し、発達に課題のある子どもの早期発見・対応が図れる環境を整備していきます。

取り組み	内 容	方向性
乳幼児健診の実施	乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、4か月、10か月、1歳8か月、2歳6か月、3歳児に健診を実施します。	継続
相談・指導体制の充実	健康相談や訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、療育相談、こころの健康相談などの各種事業と医療機関や専門機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者等の障害受容の促進に資する支援が行えるよう内容の充実を図ります。	継続



取り組み	内 容	方向性
すくすく年中児発達サポート事業の推進	全保育所・幼稚園・認定こども園の年中児を対象に、集団の場が苦手な子どもや発達に課題のある子どもを早期に発見し、保護者の障害受容の促進やその子の困り感を減らし、発達を促す支援を行います。	継続
発達支援ファイルの活用	障害の発見から適切な治療や療育、教育支援、就労へと一貫した支援に結び付くよう、障害のある人の状態や治療歴などの履歴等が記入された発達支援ファイルの効果的な活用を図ります。	継続
早期発見・早期療育による発達支援体制の構築	発達障害の早期発見により早期療育につなげ、各専門分野の支援が円滑に実施できるよう医療、保健、保育、療育、教育、福祉等の関係機関の連携体制を具体化し、さらに京都府との連携体制を強化し、各ライフステージの現場において障害特性に合った切れ目ない支援体制の構築を進めます。	新規
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談時等の機会、さらには広報紙、ケーブルテレビ等を活用し、障害の原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。	継続

## 2 就学前療育・保育の充実

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実を図ります。一方、障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討します。

取り組み	内 容	方向性
障害児保育の充実	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。	継続
療育体制の充実	療育相談や機能訓練などを有する児童発達支援センター等の療育環境の整備に努め、児童や保護者が安心して利用できる環境を関係機関と協力しながら進めます。	継続
子育て家庭等への訪問指導の推進	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、療育相談等に応じます。	継続
障害のある親への訪問指導の充実	障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、関係各課・機関と連携し、訪問指導を充実します。	継続

### 3 障害のある子どもの教育の充実

障害のある子どもに対して早期に障害特性や状況を把握し、発達段階に応じたきめ細やかな教育支援が行えるよう、教育、医療・保健、福祉、就労等の関係機関との連携を深め、青年期の就労を見通し、卒業後も切れ目のない支援へ繋がるよう、個別の教育支援計画の充実や就学指導のさらなる充実に努めます。また、障害のある子どもにとって最適な教育が受けられる場を専門的な見地や保護者の意見を踏まえ方向性を見出すとともに、教職員の専門性の向上や加配教員の配置、学校施設のバリアフリー化など、教育環境の充実に努めます。

発達障害など特別な支援を必要とする子どもへ就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援体制の整備に努めるとともに学校教育と障害福祉の枠に留まらず、障害のある人の自己実現を目指す生涯学習を通じた生きがいづくりを推進します。

#### (1) 特別支援教育の推進

取り組み	内 容	方向性
就学指導の充実	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学指導が行えるよう、就学指導に係る専門医や教職員、児童福祉施設等の職員の参画を図りながら教育支援委員会の機能強化に努めます。	充実
乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備	幼児期から学校への円滑な接続については、地域自立支援協議会や特別支援学校、保護者との連携を強化し情報を共有し合いながらニーズに応じた体制の確立を図ります。教育・保健・医療・福祉・就労等の関係機関と協力し、障害のある児童・生徒の状態に応じた自立及び社会参加が可能となる力の育成を支援します。	充実
発達障害児支援の充実	発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、スクールサポーターの配置を継続するとともに、各校の通級指導教室間との連携をはじめ、特別支援学校や保健・医療、福祉等の関係機関との連携を強化します。	充実

取り組み	内 容	方向性
------	-----	-----

校内体制の充実	教職員の障害のある児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、教育支援委員会及び特別支援教育コーディネーターの充実を図ります。	充実
---------	--	----

## (2) 教育環境の充実

取り組み	内 容	方向性
教職員の専門性の向上	障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間との実践的な交流、校内研修会を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。	継続
一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒等に対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく適切な支援を組織的に進めることができるよう、加配職員やスクールサポーターの配置など校内体制の整備に努めます。	継続
放課後の居場所づくり	京丹後市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後子ども教室推進事業など、子どもの居場所づくりに努めます。	継続
障害児通所支援の実施	障害のある子どもの放課後における療育の場や預かりサービスを充実させるため、障害児通所支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。	継続
自己実現を目指す生涯学習の推進	障害のある人が生きがいをもって過ごせるよう学校卒業後も生涯にわたって生涯学習を通じた生きがいづくりを地域との繋がりの中で推進できるよう努めます。	新規

## 第5節 雇用・就労

### 1 障害のある人の雇用の場の拡大

公共職業安定所や商工会、自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、民間企業やサービス提供事業所等への働きかけを行い、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。また、公共機関における雇用拡大についても庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

取り組み	内 容	方向性
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害のある人の雇用の場の拡大を図るため、公共職業安定所や商工会等関係機関との連携を保ちながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知徹底を図ります。公共職業安定所と連携し、各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障害のある人の雇用の拡大に努めます。	継続
公共機関における雇用拡大の推進	市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。	継続
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携し、就労継続支援事業など福祉的就労の場の充実を図ります。	継続

## 2 総合的な支援施策の推進

障害のある人の就労機会の拡大を図るため、職業リハビリテーションの推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、公共職業安定所や民間企業、自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

取り組み	内 容	方向性
障害者就労支援事業の推進	障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など障害のある人の就労を総合的に支援します。障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ、障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）やジョブサポーター（障害のある人・企業双方のサポートを行う有償ボランティア）などの周知を図り、利用の促進を図ります。	継続
障害者職場実習促進事業の推進	障害のある人の就労機会及び就労能力の向上を図るため、市役所や一般企業等で職場体験実習を行った場合、受け入れた事業所とかかわった福祉施設等に奨励金を支給します。	継続
トライアル雇用の促進	事業者に対して障害のある人を一定期間試用雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。	継続
広域的な就労ネットワークの形成	自立支援協議会を中心に、特別支援学校や学校、公共職業安定所、商工会、民間企業、障害福祉サービス提供事業所、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。	継続

## 第6節 生活環境

### 1 ユニバーサルデザイン\*とバリアフリーのまちづくりの推進

障害のある人が地域の中で暮らすにあたって、住まいをはじめ、外出時に不便なく移動や公共施設などが利用できるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、民間企業や関係機関と連携し、計画的にバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人々が利用しやすいよう、バリアを最初からなくしていくユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

取り組み	内 容	方向性
公営住宅の整備	新たに整備する公営住宅については、高齢者や障害のある人の利用を考え、住戸内部・共用部のバリアフリーを図るほか、浴室・トイレ等の安全性の向上を図ります。	継続
住宅改修への支援	高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。	継続
公共施設のバリアフリー化	既存施設については、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進めます。新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から、障害のあるなしにかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	継続

---

#### ※ ユニバーサルデザイン

年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。

取り組み	内 容	方向性
民間施設等への啓発	障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）※」や「京都府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を啓発していきます。	継続
「整備基準適合証」取得の徹底	まちづくりに関する施設整備時に、「京都府福祉のまちづくり条例」整備基準に適合していることを証する適合証の取得を関係機関等に徹底します。	継続
公共交通機関のバリアフリー化	公共交通機関の利便性向上を図るため、京都丹後鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進させるとともに、引き続きノンステップバス・リフト付きバスなどの導入を事業者に働きかけます。	継続
道路など交通環境の整備	障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。	継続
公園施設の維持管理	都市公園の整備は平成23年度までに完了しており、管理は指定管理者へ委託しています。障害のある人を含め、気持ちよく利用できる施設の維持管理に努めます。	継続

**※ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）：**

平成18年6月21日成立（法律第91号）、同年12月20日に施行された法律。高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれら間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めることとした法律。



## 2 防災・防犯への対応

災害等の緊急事態発生時に、適切な情報提供と避難・救援が行えるよう、防災関係機関との連携を強化し、災害時要配慮者対策の充実、地域全体の防災力の強化に努めます。また、障害のある人をはじめ、市民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

取り組み	内 容	方向性
地域防災体制の強化	「京丹後市地域防災計画」の見直しを図る中で、減災への取り組みや防災体制の充実を図るとともに、原子力災害や津波災害への対策を強化します。	継続
災害情報伝達システムの充実	災害時にとどまらず、市民全体の保護の必要性が生じた場合など、状況に応じ、必要な情報を提供できるよう、既存システムの維持・更新、充実を図ります。	継続
自主防災組織 <sup>※</sup> の育成	区を単位とした地域住民による自主防災組織 <sup>※</sup> の整備を進めるとともに、リーダーの育成や区自主防災組織同士の連携体制づくりを支援します。	継続
地域防災体制の充実	地域コミュニティ <sup>※</sup> の形成促進や「災害時要配慮者避難支援プラン」の充実、防災マップの充実をはじめ、民生委員・児童委員や区（自主防災組織）、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみによる防災体制の充実を図るとともに、地区防災計画の作成を支援します。	継続
災害時要配慮者支援体制の充実	災害時の被害を最小限に抑えるため、「災害時要配慮者避難支援プラン」に基づき、「避難行動要支援者登録制度」のさらなる充実を図ります。また、緊急時でも効果的な支援活動が行えるよう、自治会（区）を中心としたネットワークの体制整備を支援します。 また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」の策定を支援します。	継続

取り組み	内 容	方向性
防犯・悪徳商法などへの対策	<p>「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市、市民、事業者、ボランティア団体等が連携・協力して犯罪の防止に努めるとともに、警察や防犯協会等の関係機関との連携による防犯活動を展開します。</p> <p>高齢者や障害のある人などをねらった悪徳商法の対策については、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実を図ります。</p>	継続
障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充	<p>防災行政無線のデジタル化に伴い、聴覚障害者への情報伝達手段として引き続き文字放送の導入を進めます。また、障害のある人への情報伝達手段として、ファックスや携帯電話のメール機能等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。さらに、緊急通報システムやファックス 110 番、携帯電話等からのメール 110 番の周知を図ります。</p>	継続

※ **自主防災組織：**

自治会（区）などを単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織。

※ **地域コミュニティ：**

一定の地域に生活することによって利害関係などの面で結ばれている地域社会共同体。

## 第7節 生きがい・社会参加支援

### 1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

関係機関と連携し、障害のある人を対象としたスポーツや文化、生涯学習に関する教室・講座等の開催を働きかけ、障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進し、地域の中で潤い、豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

取り組み	内 容	方向性
障害者の集い	障害のある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障害種別を超えた交流事業の開催など、事業内容と運営方法を検討します。	継続
障害者スポーツの促進	障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動について、ニーズを把握するとともに、活動を支援するスポーツ指導者の養成と組織化を図ります。	継続
社会体育施設の整備	障害のある人をはじめ、だれでも利用しやすいよう、社会体育施設の適切な維持管理に努めます。	継続
文化・芸術活動への支援	障害のある人が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、文化施設等への入館料等の負担軽減に努めるとともに、文化・芸術活動への参加促進に向けた事業内容を検討します。	継続
生涯学習の促進	障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすいよう、図書館、公民館、資料館等の社会教育施設の充実及びこれら施設を活用した生涯学習計画の策定を検討します。	継続
交流の場づくり (再掲)	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取り組みやイベントなどの企画を支援します。	継続
障害者教育事業の推進 (再掲)	地域住民に障害者に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	継続

## 2 社会参加を促す支援の充実（移動、コミュニケーション、情報取得）

障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援やコミュニケーション手段の確保の支援など、外出における支援の充実を図ります。さらに、障害特性に配慮し、多様な媒体やツールを活用した情報提供に努め、障害特性に合った情報のバリアフリー化を進めます。

取り組み	内 容	方向性
移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業として実施します。	継続
福祉タクシー利用券 または福祉ガソリン 利用券の交付	外出困難な在宅の障害のある人に対して、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」または自家用車等のガソリン費用の一部を助成する「福祉ガソリン利用券」のいずれかを交付します。	継続
じん臓機能障害者通 院交通費助成	血液透析療法を行うため、頻繁に通院する必要がある障害のある人に対して、経済的負担の軽減を図るため、通院時における公共交通機関等の利用料金を助成します。	継続
外出支援マップの 作成	障害のある人が安心して外出できるよう、障害のある人に配慮された施設や道路等の情報を掲載したマップ等商業や観光事業と協働した作成を検討します。	継続
コミュニケーション 支援事業の実施	聴覚・言語機能に障害がある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「手話通訳者の設置」などを、地域生活支援事業における意思疎通支援事業として実施します。	継続
障害者教育事業の推 進（再掲）	地域住民に障害者に関する学習機会の提供を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人が取り組みやすい交流活動や学習活動を行い、積極的な参加を促すよう努めます。	継続
障害の種類に応じた 広報の充実	ボランティアや関係団体・機関との連携を図り、広報紙等の刊行物の拡大版発行や音声化等の導入・検討を進めます。	継続